

再編交付金を地域で生かす

まちづくりのさまざまなものに役立てる再編交付金。そのなかから、市民の皆さんにもっとも身近な町内会活動への補助制度についてご紹介します。

●町内会備品の整備

市は、再編交付金を活用して新たに、「町内会活動に必要な備品」の購入費用の一部を補助します。

【対象者】市内すべての町内会

【対象備品】見積単価が1万円以上の物品（いすとテーブルは3点で1万円以上になるもの）

▼備品の例

いす、テーブル、パソコン、リヤカー、扇風機、掃除機、液晶プロジェクター、プロジェクター用スクリーン、テレビ、CD・DVDプレーヤー、ビデオデッキ、カラオケ機器、プリンター、簡易収納庫、冷・暖房用機器、時計、芝刈り機、除雪機、太鼓、みこし、テント、ステージなど

※設置取付費用がかかるときは、その費用も対象になります。

※用紙類、プリンターのトナー、ボールペンなどの消耗品は対象になりません。

【補助率】備品購入額の90%。ただし、町内会ごとに設けられた補助限度額の範囲内となります。

【対象期間】平成21～28年度

●町内会館の整備

市は、町内会活動に必要な「町内会館」の建設費用の一部を補助しています。これまで、その補助件数は、年間1館程度でしたが、再編交付金を活用してさらに2館程度を追加し、年間3館程度の補助を行います。

【対象者】市内すべての町内会

▼補助率

▼新築・改築：補助対象経費の75%（限度額1,500万円）
▼増築：補助対象経費の50%（限度額500万円）

【対象期間】平成21～28年度

※補助金の申請方法などの詳細は、昨年11月に開催した再編交付金説明会で町内会関係者の皆さんにご説明しています。

●まちづくりに生かす

在日米軍の訓練移転の受入により地域の負担に応じて交付される再編交付金。だからこそ、私たちは、このお金をまちづくりのために、有効に使う必要があります。

この交付金は、国が示す条件の範囲内で使い道を決めることができ、すみよいまちづくりのために役立てることができるようです。

市は、関係団体などの意向をお聞きしながら、今後のまちづくりのための財源として、再編交付金を活用していきます。

【記事の詳細】

▼米軍再編と再編交付金の全般について

企画部空港・基地課基地係

☎(24)0468

▼町内会活動への補助について

市民環境部市民生活課市民生活係

☎(24)0183

